

# 育成就労・特定技能 制度説明会

2026年3月13日（金）



# 議題

1. 外国人労働者をめぐる国際情勢
2. 育成就労制度とは
3. 「技能実習」と「育成就労」の制度比較
4. 日本語能力の要件について
5. 特定技能制度について
6. 今後の官公庁への提出書類について（改正行政書士法施行）

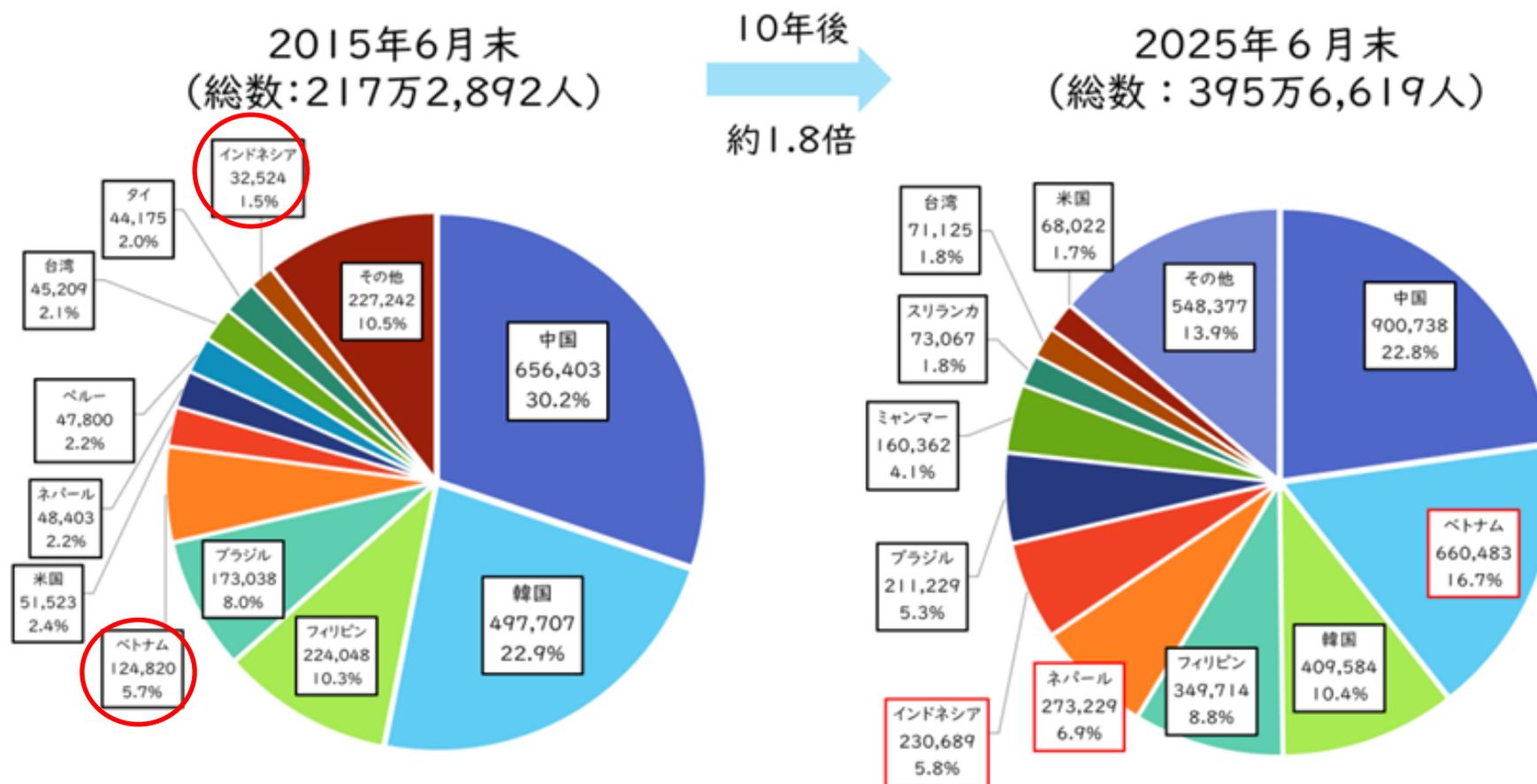
# 1. 外国人労働者をめぐる国際情勢

日本に在留する外国人は約396万人（2025年6月末）、外国人労働者数は約230万人（2024年10月末）と共に過去最高を更新しています。すでに外国人は日本の経済社会を支える一員となっており、在留外国人の増加ペースは一段と加速しています。

OECD（経済協力開発機構）諸国における外国人住民の比率平均は10%を超えているなか、日本の総人口に占める在留外国人の割合は約3%にとどまります。他方で、在留外国人の増加ペースは2024年には年間36万人の増加がみられました。加えて一部の基礎自治体では、すでに外国人比率が10%を超える地域もみられます。

# 1. 外国人労働者をめぐる国際情勢

## ◆在留外国人の構成比の変化 国籍・地域別

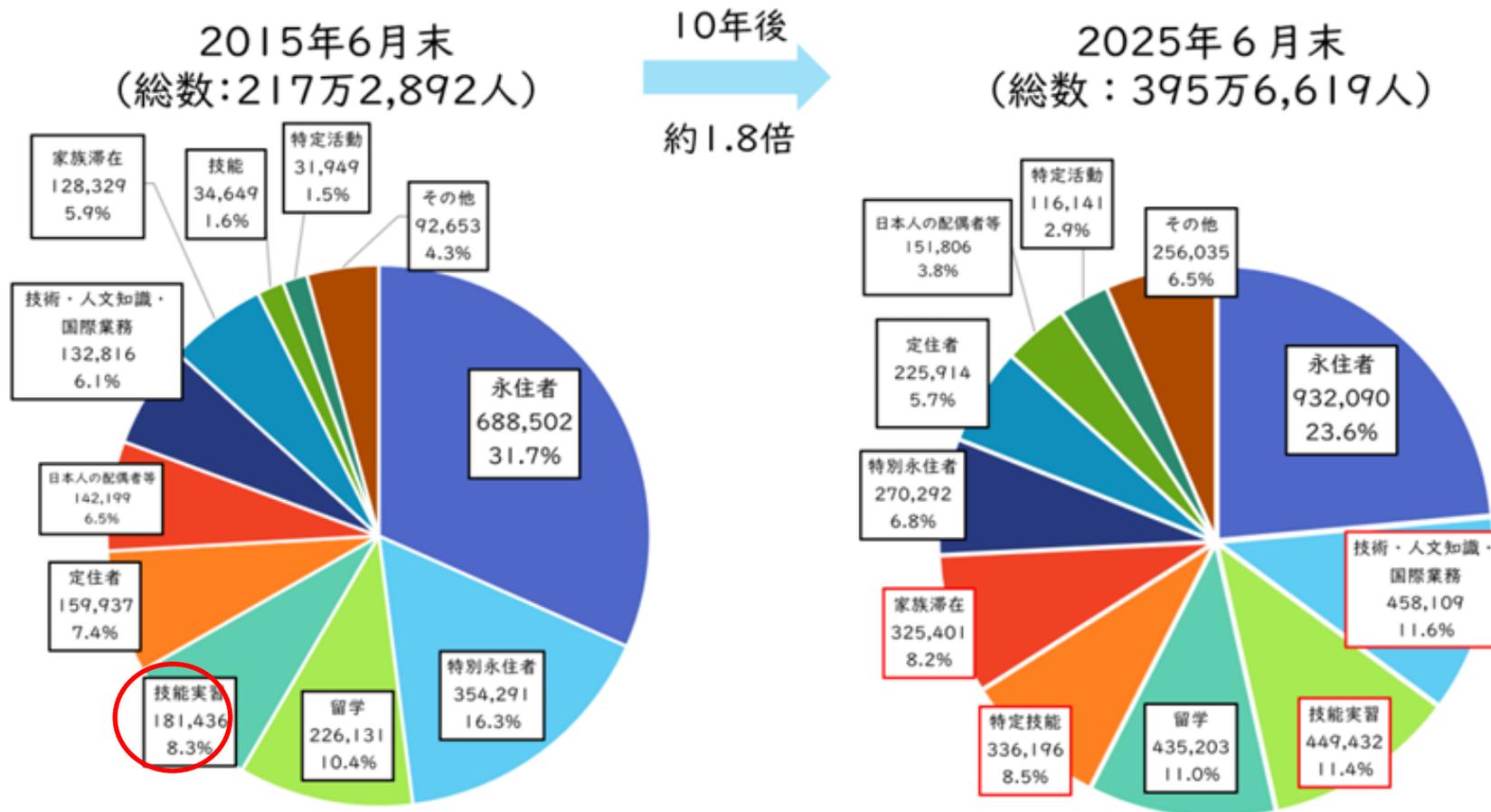


ベトナム人は10年で約5倍増加

インドネシア人は10年で約7倍増加

# 1. 外国人労働者をめぐる国際情勢

## ◆在留外国人の構成比の変化 在留資格別

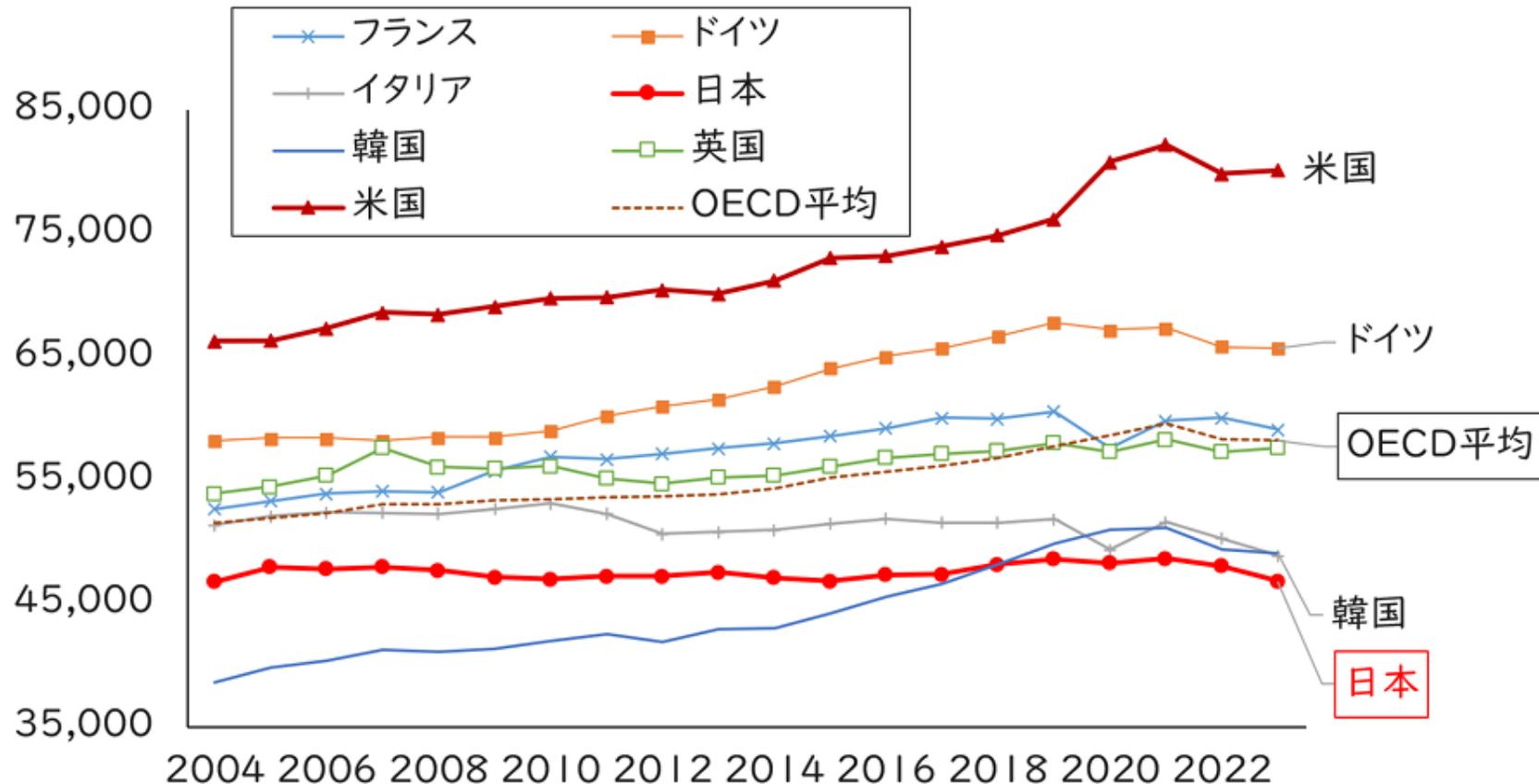


技能実習は10年で  
約2.5倍増加

技能実習＋特定技能  
は10年で約3.7倍増加

# 1. 外国人労働者をめぐる国際情勢

## ◆主要先進国平均年収



国際比較で賃金水準をみると、日本はG7の中で最下位であり、OECD平均よりも低いこともあり、魅力度の低下につながっている可能性がある。



# 1. 外国人労働者をめぐる国際情勢

現在の日本は、海外就労を希望する若者から魅力ある国と映っているだろうか。前ページの図のように賃金体系の安い国を追いかけ続ける事が正解なのだろうか。

日本（日本企業）が有為な人材から「選ばれる国」「選ばれる企業」となるためには労働者の満足度向上、就労環境の改善等が不可欠であります。報酬水準の引き上げも含めた処遇体系や福利厚生制度の見直し、現場における多言語対応等のインフラや労働安全環境の整備等が求められます。

人材流出を防ぐための「選ばれる企業」になる

## 2. 育成就労制度とは

育成就労制度とは、従来の技能実習に代わる制度として創設された新しい外国人材の受入制度です。この新制度は、人手不足に悩む日本国内の企業に外国人材が安定して就労・定着するよう促すことを目的としています。

育成就労制度では、外国人材が専門的なスキルを身につけながら原則3年間就労し、最終的にはより高度な特定技能の在留資格に移行して最終的に日本で働いてもらうことを目指します。

技能実習制度が「国際貢献・技術移転」というように教育を前面に出していたのに対し、育成就労制度では外国人のキャリア形成を重視する点が大きな違いです。

## 2. 育成就労制度とは

### ◆育成就労制度に期待されるメリット・デメリット

#### 【メリット】

- ・日本語能力の高い人材を受け入れられる
- ・長期的な人材の育成と確保ができる

#### 【デメリット】

- ・人材流出リスクが高くなる
- ・育成コストとサポートの負担がある
- ・制度導入・運用のためのコストが増加する



### 3. 「技能実習」と「育成就労」の制度比較

項目	技能実習（団体監理型）	育成就労
制度目的	国際貢献、人材育成（「人材確保」がない）	人材育成、人材確保（「国際貢献」がない）
在留資格	「技能実習」	「育成就労」
在留期間	1号：～1年、2号：～2年、3号～2年	原則通算3年
監督機関	あり（外国人技能実習機構）	あり（外国人育成就労機構）
職種	移行対象職種・作業（または1年職種）	育成就労産業分野、業務区分の範囲
計画	あり（技能実習計画）	あり（育成就労計画）
就労開始時点の技能	なし	なし
就労開始時点の日本語	なし（介護はN4）	原則A1 or 相当講習
人材育成の内容	1号の終了時：技能検定基礎級 2号の終了時：技能検定随時三級の実技	1年目の終了時：A1、育成就労評価試験初級等 3年目の終了時：A2.2、育成就労評価試験専門級等
送出機関	政府認定送出機関	政府認定送出機関
監理団体	あり（監理団体）	あり（監理支援機関）
マッチング	監理団体	監理支援機関
産業分野の人数枠	なし	あり
受入機関の人数枠	あり	あり
転籍	原則不可（やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は可能）	以下の、2つの方式による転籍が可能 ・「やむを得ない事情がある場合」の転籍 ・本人の意向による転籍
派遣	不可	農業・漁業では可能。



# 3. 「技能実習」と「育成就労」の制度比較

## ◆技能実習制度からの変更点

- 育成就労制度は原則3年間（技能実習は1号・2号・3号合計で最大5年間）
- 育成就労対象の職種は育成就労産業分野（17分野）※育成就労制度資料参照
- 業務区分の業務の中で必須作業は就労時間全体の1/3以上（技能実習は1/2以上）
- 受入人数枠が実施者が優良で約2倍、監理支援機関と実施者が共に有料で約3倍の受入可能
- 日本語要件 育成就労の開始までにA 1相当、育成就労の終了までにA 2相当が必要  
※4. 日本語能力の要件について 参照
- 育成就労責任者、育成就労指導員、生活相談員はそれぞれの講習の受講義務あり
- 労働者の離職に関する要件あり
- 分野別協議会等への加入が必要



# 3. 「技能実習」と「育成就労」の制度比較

## ◆技能実習制度からの変更点

- 育成就労計画は3年分を認定申請することができる（技能実習は1号、2号の申請必要）
- 外国人が送出機関に支払った費用の額が、報酬月額2倍を超えてはならない
- 要件を満たせば本人希望による転籍が可能（飲食料品製造は原則2年を超えてから）  
1年を超える転籍制限を選択した場合は、昇給その他分野ごとに定める待遇向上が必要
- 監理支援機関に係る要件の厳粛化
- 育成就労から特定技能へ在留資格変更する際は、技能試験・日本語能力(A2)両方が必要
- 妊娠・出産等の特別な事情により就労出来ない期間は別途考慮される
- 入国後講習176時間⇒110時間となり、入国後1か月後の配属が約3週間へ短縮  
※入国前講習160時間行われており、N5相当の日本語能力(証明)を有している前提

# 3. 「技能実習」と「育成就労」の制度比較

## ◆制度変更までの注意点

- 監理支援機関の認可取得が必要 ⇒ 4/15から申請可能だが、MOC等が追いつかない可能性
- 技能実習面接は10月～11月が最終と考えてください
- 育成就労面接は10月以降開始と考えてください
- 2027年4月までに技能実習2年を修了していない実習生は3号への申請は不可です
- 組合の定款変更を行います（組合員のためにする育成就労外国人協同受入事業 等の追加）
- 受入国について、MOC（二国間協定）を作成した国から行うが、遅れている様子
- 送出機関の再選定（政府認定、教育体制、コスト、外国人の負担額、失踪率等精査必要）
- 養成講習の受講（責任者、指導員、相談員）
- 協定書の作成と再締結



# 3. 「技能実習」と「育成就労」の制度比較

## ◆コスト面の懸念

例) ベトナム

現在、送出機関で実習生から徴収できる金額 ⇒ **3,600ドル (約55万円)**

徴収金額は求人、面接、書類作成、教育費に係る費用



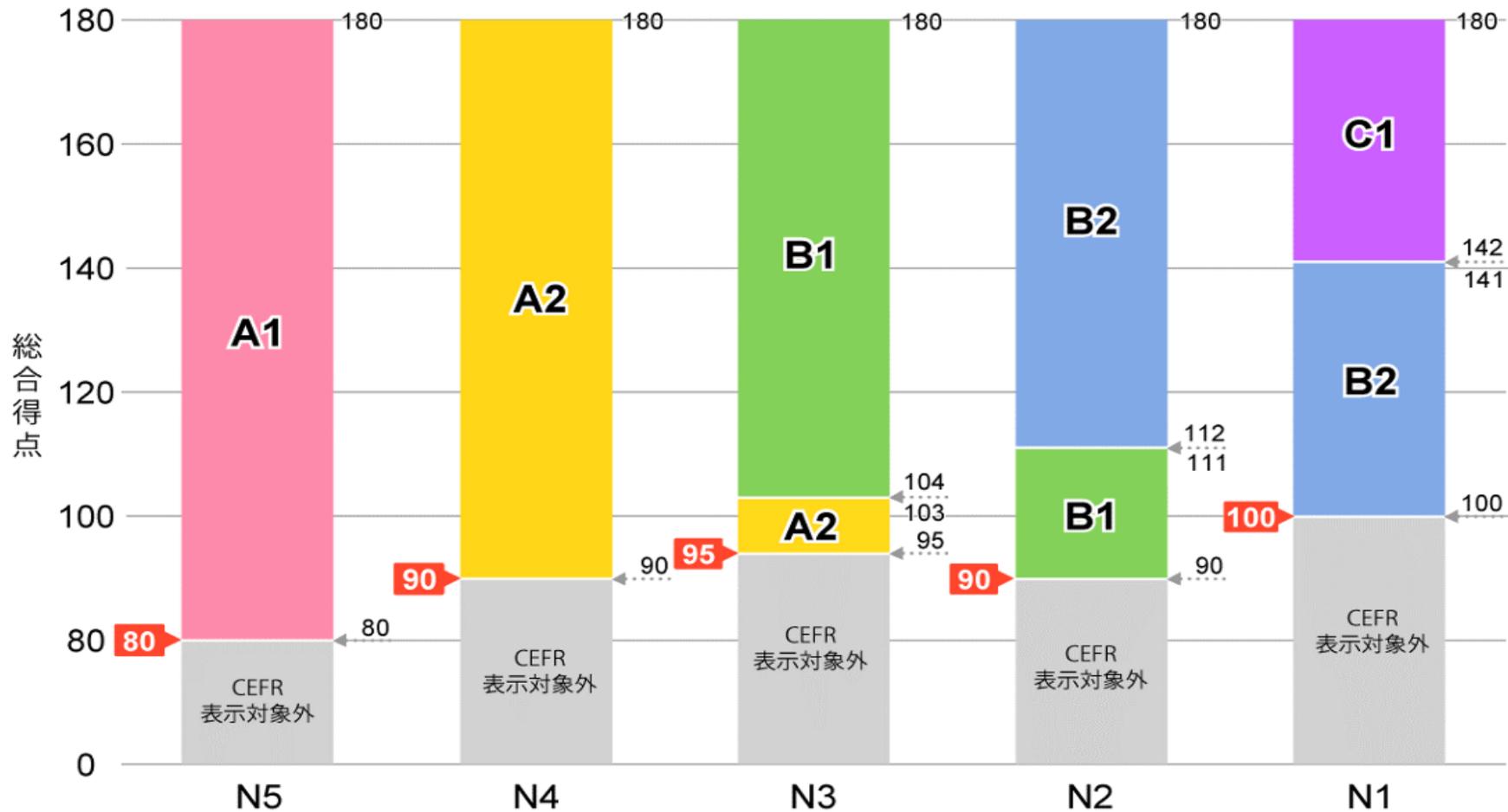
育成就労制度では、**賃金の2倍**までしか徴収できない

**求人の賃金が18万円であれば、倍の36万円**までしか徴収できなくなる⇒**差額19万円発生**

送出し国では教育（日本語の習得）A1等の負担が増えるのに、徴収金額が減る

教育水準を落とすわけにもいかず差額は企業負担になる（送出管理費5,000円⇒10,000円等）

# 4. 日本語能力の要件について



A2.1 とは  
日本語教育参照枠 A1に  
到達し、かつA2.2に向  
かって学習が進展して  
いるレベル

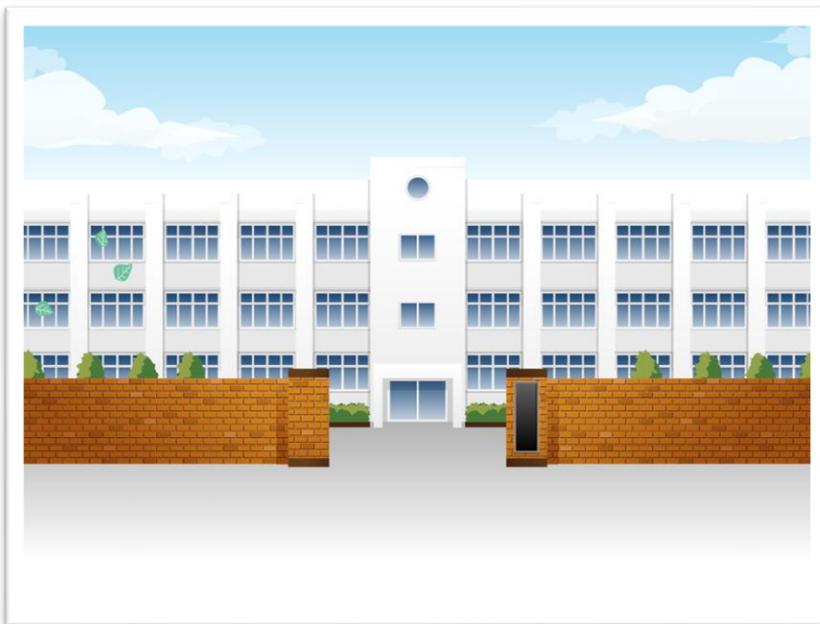
A2.2 とは  
日本語教育参照枠 A2  
相当のレベル

数字は JLPT 各レベルの合格点を示す。

## 4. 日本語能力の要件について

- ・ 認定日本語教育機関とは

文部科学大臣の認定を受け、日本語教育の質が国の基準を満たす教育機関です。

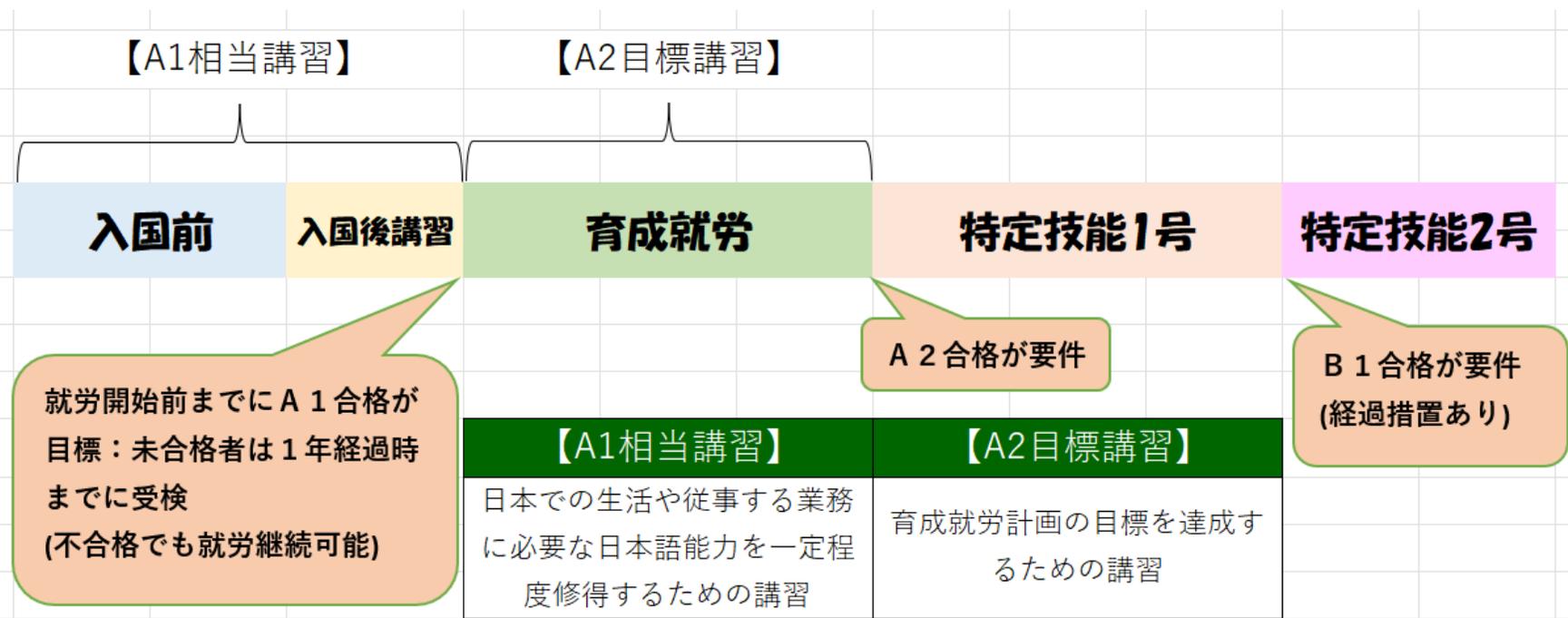


- ・ 登録日本語教員とは

日本語教師は2024年4月から国家資格「登録日本語教員」になり、「認定日本語教育機関」で日本語教師をするには資格取得が必須。



# 4. 日本語能力の要件について



**入国前講習**  
 送出機関等から候補者へ講習

**入国後講習**  
 監理支援機関等から外国人へ講習

**就労中**  
 育成就労実施者から外国人へA2目標講習の受講機会を提供

現在、組合で考えている案は下記の通り  
 入国前：送出機関で母国でA1の取得後日本へ入国  
 入国後～育成就労2年：JLPTもしくはJFT-BASICでA2の取得を目指す  
 上記期間で未修得：2週間(100時間)の授業（研修センターで合宿）

## 5. 特定技能について

2025年11月末現在で、特定技能1号在留外国人数は375,044人、特定技能2号在留外国人は6,744人という状況です。1号は昨年比132%伸、2号は815%伸とどちらも大きく伸長しているのが分かります。

技能実習を取り扱う監理団体の登録数が約4,000団体に対し、特定技能を取り扱う登録支援機関は10,500団体を超えています。

国内（自社）での技能実習からの移行、他社からの国内移行、海外からの新規採用、様々な採用方法により日本で働く外国人が増加している状況です。

育成就労、特定技能をどのように活用し、どのような管理体制にしていくのかをしっかりと見直さなければなりません。

# 5. 特定技能について

## 特定技能在留外国人数(令和7年6月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 336,196人(注2)

### 都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	14,697	1,635	2,137	3,316	614	1,547	2,240	15,830	6,272	10,377	21,654	20,764	22,605	20,222	2,871	3,056	3,239	1,926	2,411	6,989	7,760	9,900	26,209	7,110
構成比	4.4%	0.5%	0.6%	1.0%	0.2%	0.5%	0.7%	4.7%	1.9%	3.1%	6.4%	6.2%	6.7%	6.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.6%	0.7%	2.1%	2.3%	2.9%	7.8%	2.1%

都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	3,795	6,609	22,465	11,857	2,233	1,314	834	910	5,380	10,966	2,850	1,456	5,143	4,423	1,507	12,031	2,377	3,392	6,526	2,865	2,448	4,997	3,507	930
構成比	1.1%	2.0%	6.7%	3.5%	0.7%	0.4%	0.2%	0.3%	1.6%	3.3%	0.8%	0.4%	1.5%	1.3%	0.4%	3.6%	0.7%	1.0%	1.9%	0.9%	0.7%	1.5%	1.0%	0.3%

関東・東海・関西エリアの比重が高く、賃金が高いエリアへの流出が目立つ

### 特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊	自動車運送業	鉄道	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業	林業	木材産業
在留数	54,916	7,423	51,473	44,160	10,791	3,820	1,818	1,282	10	21	35,454	3,853	84,892	36,281	0	2
構成比	16.3%	2.2%	15.3%	13.1%	3.2%	1.1%	0.5%	0.4%	0.0%	0.0%	10.5%	1.1%	25.3%	10.8%	0.0%	0.0%

飲食料品製造職種の人気が高く、上限数に一番早く到達する職種となる見込み

### 国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	ミャンマー	フィリピン	中国	ネパール	カンボジア	タイ	その他
在留数	148,486	69,537	35,640	32,518	20,204	9,381	7,208	6,232	6,990
構成比	44.2%	20.7%	10.6%	9.7%	6.0%	2.8%	2.1%	1.9%	2.1%

(注1) 小数点第二位で四捨五入。

(注2) 「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(3,073人)を含む。

### 登録支援機関数・特定技能所属機関数

登録支援機関数(令和7年8月末現在:速報値) 10,574

特定技能所属機関数(令和6年12月末現在:速報値) 50,099

# 5. 特定技能について

1号特定技能 外国人 (A)	技能実習からの 移行者 (B)	割合 (B/A)	都道府県をまたぐ 住居地異動者 (C)	割合 (C/B)
333,123人	144,402人	43.3%	47,432人	32.8%

<表> 特定技能1号への移行の際の都道府県をまたぐ住居地の異動における転出・転入状況 (暫定値) (人)

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
転出者	1,973	636	664	995	241	360	701	1,634	1,232	1,130	1,841	1,870	1,088	1,229	702	861
転入者	802	126	242	363	67	253	326	2,985	1,325	2,098	4,203	3,629	2,872	3,148	585	236
社会 増減数	△ 1,171	△ 510	△ 422	△ 632	△ 174	△ 107	△ 375	1,351	93	968	2,362	1,759	1,784	1,919	△ 117	△ 625
	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
転出者	778	616	348	663	1,593	1,723	3,360	1,356	612	706	1,680	1,487	426	233	321	378
転入者	460	167	510	1,032	1,364	1,609	3,660	1,168	695	1,286	3,378	2,241	446	145	94	74
社会 増減数	△ 318	△ 449	162	369	△ 229	△ 114	300	△ 188	83	580	1,698	754	20	△ 88	△ 227	△ 304
	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
転出者	1,453	1,969	833	423	778	875	265	1,902	581	515	1,333	741	637	1,210	480	
転入者	632	774	261	83	367	303	88	1,382	302	241	589	218	184	347	72	
社会 増減数	△ 821	△ 1,195	△ 572	△ 340	△ 411	△ 572	△ 177	△ 520	△ 279	△ 274	△ 744	△ 523	△ 453	△ 863	△ 408	

北陸3県は転入より  
転出がかなり多い

(※) 社会増減数：転出超過を赤字、転入超過を青字で記載。

# 5. 特定技能について

## ◆外国人就労者数の上限設定

- ・ 特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人  
計123万1,900人（令和11年3月末まで）

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・ 舶用工業	自動車 整備	宿泊	自動車 運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品 製造業	航空	鉄道	飲食料品 製造業	リネン サプライ	物流 倉庫	資源 循環	合計
参考：特定技能 (R6.3設定)	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
	↓																			
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ

※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

## 5. 特定技能について

### ◆飲食料品製造職種において

	現在数	上限数	残数
分野	飲食料品 製造業	飲食料品 製造業	飲食料品 製造業
特定技能	87,793	133,500	45,707
技能実習	80,318	61,400	-18,918
分野全体	168,111	194,900	26,789

※現在地は令和7年8月末時点

	現在数	上限数	残数
分野	全体	全体	全体
特定技能	336,196	805,700	469,504
技能実習	449,432	426,200	-23,232
分野全体	785,628	1,231,900	446,272

※現在地は令和7年8月末時点

分野全体で見れば、外国人数は上限の63%消化率であるが、飲食料品製造分野に関しては86%の消化率であり、全分野で一番早く上限数を迎えると予測される。

育成就労と特定技能、それぞれのメリット・デメリットを把握し、どのような組合せ（割合）で採用を行っていくのかをしっかりと企業内で検討する必要がある。

# 5. 特定技能について

## ◆ 特定技能2号について

2025年6月末現在（速報値）（注1）

技能試験	1号受験者数	合格者数	合格率	2号受験者数	合格者数	合格率
介護	175,210	135,685	77.4%	(注2)		
ビルクリーニング	17,151	14,152	82.5%	130	17	13.1%
工業製品製造業	6,863	1,216	17.7%	3,025	1,457	48.2%
建設	8,169	3,213	39.3%	7,603	1,346	17.7%
造船・船用工業	273	251	91.9%	461	410	88.9%
自動車整備	8,370	5,979	71.4%	1,321	433	32.8%
航空	7,588	4,760	62.7%	34	4	11.8%
宿泊	24,460	16,086	65.8%	126	34	27.0%
自動車運送業	2,612	1,902	72.8%	-	-	-
鉄道	39	30	76.9%	-	-	-
農業	101,594	90,332	88.9%	4,575	1,757	38.4%
漁業	4,281	2,481	58.0%	126	32	25.4%
飲食料品製造業	171,396	104,486	61.0%	6,499	3,456	53.2%
外食業	176,235	119,022	67.5%	2,707	1,403	51.8%
林業	12	4	33.3%	-	-	-
木材産業	137	68	49.6%	-	-	-
合計	704,390	499,667	70.9%	26,607	10,349	38.9%

特定技能2号に移行したい者が年々増加しております。各分野において条件は違いますが、まずはしっかりと自社のプラン（こういった人物を求めているのか、待遇は、給与は）を提示し、早めに試験資格を有する状態に持っていきましょう。遅くなれば試験を受ける機会を提供できなくなることも考えられます。

## 6. 今後の官公庁への提出書類について

### ◆今回のポイント

- ①無資格者による有償での入管提出書類作成が禁止される
- ②違法な書類作成を行った個人だけでなく、所属する法人も処罰対象

**改正前においても、行政書士でない者（登録支援機関等）が業として官公庁に提出する書類を作成することは許されていなかった**

**手数料・コンサル料等どのような名目であれ、報酬を得て作成することは違法  
※改正前から違法だったことが明確化された**

## 6. 今後の官公庁への提出書類について

### ◆登録支援機関の業として出来なくなること

- ・官公庁へ提出する書類の有償作成（在留資格関係書類、各種随時届出書）
- ・名目を変えた実質的な作成行為（「手数料」「コンサルタント料」の名目での有償作成）

### ◆登録支援機関の業として継続可能なこと

- ・情報収集
- ・必要書類の案内
- ・官公庁への取次ぎ
- ・書類作成のアドバイス

## 6. 今後の官公庁への提出書類について

### 特定技能所属機関 もしくは 本人が作成

#### メリット

- ・コスト低
- ・社内完結できる

#### 懸念点

- ・作成負担が大きい
- ・専門知識が必要
- ・法改正への継続的な対応

### 行政書士 もしくは 弁護士へ依頼

#### メリット

- ・法令適合性の確保
- ・手続き負担の軽減

#### 懸念点

- ・コスト高
- ・官公庁提出までに時間を要する場合がある

### システム RAKUVISA等の 活用

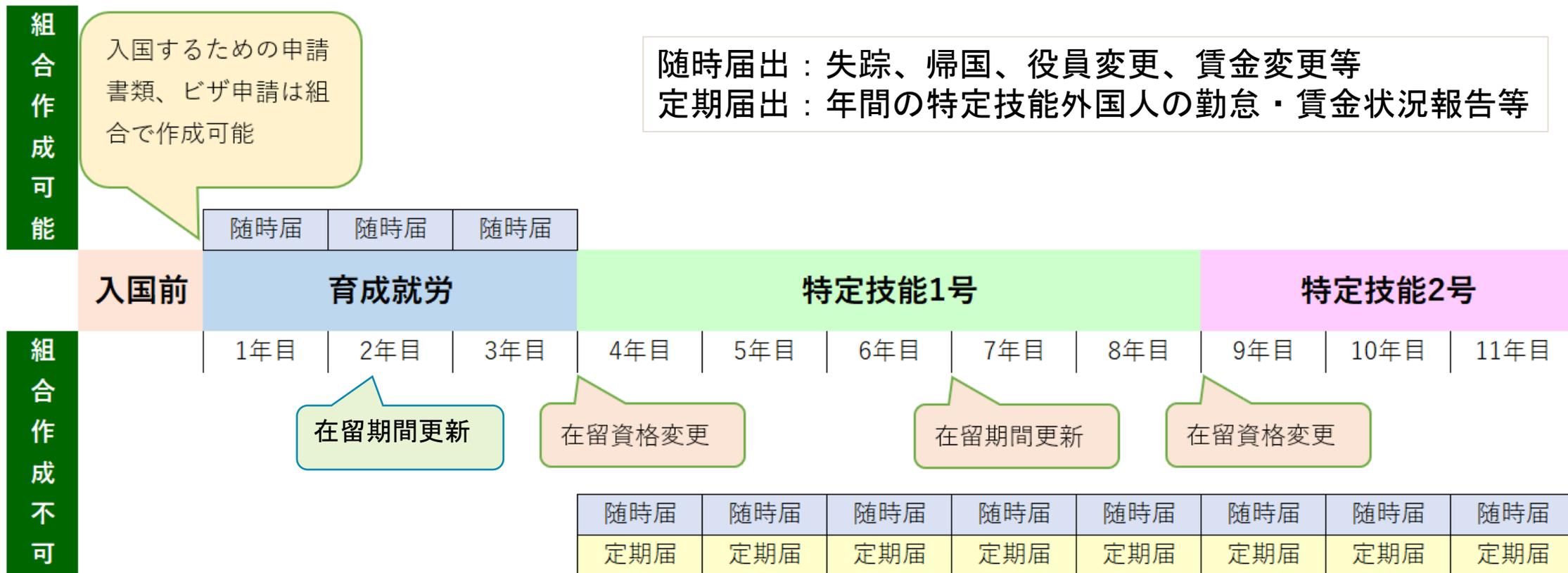
#### メリット

- ・登録支援機関が情報収集で支援できる
- ・進捗管理が容易

#### 懸念点

- ・法改正が即反映されない可能性あり

# 6. 今後の官公庁への提出書類について



育成就労・特定技能は最大3年での申請が可能であり、上記は最大で申請した場合を想定

## 6. 今後の官公庁への提出書類について

	実習実施者 及び本人	行政書士	行政書士	行政書士	システム
		特定技能 10名以上 の組合員	特定技能 10名未満 の組合員	一般企業	RAKUVISA
月額顧問料	0	25,000	0	80,000	0
在留資格認定	0	35,000	52,500	210,000	-
在留資格変更	0	30,000	45,000	180,000	-
在留期間更新	0	15,000	22,500	90,000	-
随時届出/1件	0	15,000		30,000	-
定期届出/年1回	0	150,000		300,000	-
システム使用料	-	-	-	-	2,940
行政書士報酬	-	-	-	-	9,800~
資料収集・登録	-	-	-	-	5,000
収入印紙(電子)	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
収入印紙(現地)	6,000	6,000	6,000	6,000	-

特定技能移行時の事前ガイダンスに関しては弊組合にて無料支援いたします。

システム使用時は、依頼する行政書士によって報酬が変わりますので、一定金額ではございません。

日本に在留する外国人が在留資格を変更したり、在留期間を更新したりするときにかかる手数料の上限額を現行の1万円から10万円に引き上げるとしました(3/10閣議決定)。

これによって収入印紙代が大幅に値上げされる予測です。